

市政記者各位

令和3年8月25日
福岡市環境保全プロジェクト推進本部
アスベスト対策調整部会事務局
(環境局環境監理部環境保全課)
環境保全課長 後藤
大気環境対策係長 谷口
TEL: 092-733-5386 (内線2420)

令和2年度アスベスト対策の取組み(報告)

福岡市におけるアスベスト対策について、令和2年度の取組み状況を取りまとめましたので、下記のとおり公表します。

記

1 建築物の吹付けアスベスト等の使用状況調査結果について

(1) 市有建築物・・・別紙1

平成8年度以前に竣工した一般施設で現存している1,158施設のうち、令和2年度に新たに6施設で吹付けアスベスト等の使用が確認されました。なお、6施設のうち2施設は令和2年度中に除去済み、4施設は令和3年度中に除去予定となっております。

市営住宅については、部屋内の天井仕上げ材として使用されている吹付けひる石について、含有が確認されている8棟全てで処置(囲い込み)を実施しており、継続して適正な管理を行っております。

(2) 民間建築物・・・別紙2、3

①大規模建築物(延べ面積1,000㎡以上のもの)

令和2年度に新たに吹付けアスベスト等があると報告のあったものではありませんでした。調査を開始した平成17年度から令和2年度までに、5,942件報告がっており、吹付けアスベスト等があると報告のあった342件のうち、324件が処理済みで、18件が未処理となっております。

②大規模建築物以外(延べ面積1,000㎡未満のもの)

令和2年度に新たに吹付けアスベスト等があると報告のあったものではありませんでした。調査を開始した平成25年度から令和2年度までに、1,703件報告がおり、吹付けアスベスト等があると報告のあった90件のうち、19件が処理済みで、71件が未処理となっております。

③社会福祉施設等及び病院施設

平成8年度以前に竣工した社会福祉施設等及び病院施設526施設のうち、令和2年度は新たに1施設において吹付けアスベスト等の使用が確認されました。令和2年度までの調査で、吹付けアスベスト等の使用が確認されている46施設のうち、43施設が処理済みで、3施設が未処理となっております。未処理3施設のアスベスト使用箇所については、除去・封じ込め等の処理を指導しています。

2 アスベストの除去工事等に対する助成について

民間建築物の所有者等が行うアスベストの除去等工事及び分析調査にかかる費用を補助しています。令和2年度の実績は、分析調査7件、除去等工事1件でした。

補助限度額一覧

対象建築物	指定建築物		左記以外の建築物
	除去工事	封じ込め工事 囲い込み工事	
除去等工事	300万円	120万円	120万円
分析調査	25万円		

3 大気中のアスベスト濃度について・・・別紙4

(1) 一般環境大気

市内5地域(各2地点)で大気中のアスベスト濃度を測定しました。いずれの地域でも総繊維数濃度^{※1}1本/L未満であり、WHOの資料からも健康影響はないとされている濃度レベルでした。

(2) アスベスト除去等工事

アスベスト除去等工事現場の敷地境界65件(各2地点)で大気中のアスベスト濃度を測定しました。うち2件において総繊維数濃度^{※1}で10本/Lを超過したため、総繊維中のアスベストの割合を電子顕微鏡法で確認した結果、いずれの工事現場においてもアスベスト繊維数濃度が目安としている10本/L^{※2}を超過しました。当該工事においては、結果判明後、直ちに原因調査と改善対策を指導し、適切な除去等工事が行われました。

※1 総繊維数濃度：アスベスト以外の繊維も含む、全ての繊維状粒子濃度の合計

※2【目安】大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設(アスベスト製品製造施設等)の敷地境界基準：アスベスト繊維数濃度で10本/L

4 問い合わせ先一覧

問い合わせ内容		局	所属	電話番号
市有建築物	一般施設	財政局	アセットマネジメント推進部 アセットマネジメント推進課	733-5425 (内線 3401)
	下水道施設	道路下水道局	下水道施設部施設整備課	711-4525 (内線 6132)
	学校施設	教育委員会	教育環境部施設課	711-4622 (内線 3550)
	市営住宅	住宅都市局	住宅部住宅建設課	711-4555 (内線 3410)
社会福祉施設等・病院		こども未来局	こども部総務企画課	711-4170 (内線 1742)
		保健福祉局	生活衛生部生活衛生課	711-4273 (内線 2251)
民間建築物 助成制度	住宅都市局	建築指導部建築指導課	711-4575 (内線 3451)	
大気濃度調査結果		環境局	環境監理部環境保全課 保健環境研究所環境科学課	733-5386 (内線 2420) 831-0697

○福岡市アスベスト対策ホームページ

福岡市環境局 アスベスト対策

検索

http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/genre/03-06_2.html



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



市有建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査結果について

市有建築物における吹付けアスベスト等の使用状況について、一般施設の調査を実施した。

1 一般施設について

(1) 使用状況調査結果

平成 8 年度以前に竣工した一般施設で現存している 1,158 施設のうち、令和 2 年度に新たに 6 施設で吹付けアスベスト等の使用が確認された。なお、6 施設のうち 2 施設は令和 2 年度中に除去済み、4 施設は令和 3 年度中に除去予定。

また、吹付けアスベスト等の封じ込め等処置済みの 10 施設については、管理が適切に行われていることを確認した。

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

区分	調査対象 施設 ①+②	アスベスト		アスベスト		
		無 ①	有 ^{※1} ②	未処理	処置 済み ^{※2}	除去 済み
一般施設	1,158 (1,149)	1,067 (1,058)	91 (91)	4 ^{※3} (0)	10 (10)	77 ^{※3} (81)

表中の下段（ ）は、昨年度調査した令和 2 年 3 月 31 日現在の数値

※1：アスベスト有とは、これまでの調査でアスベストの使用が確認された施設数である。

※2：処置済みとは、封じ込め、囲い込みの方法で工事を行った施設である。

※3：①従前から吹付けアスベスト等の使用が判明して除去済みとなっていた「筥松小学校」、
「千早小学校」、「吉塚小学校」、「馬出小学校」、「香椎第 1 中学校」で新たに吹付けアスベスト等の使用が判明した。「筥松小学校」は令和 2 年度中に除去済みであり、
残る 4 施設は令和 3 年度中に除去予定である。(未処理 4 施設増、除去済み 4 施設減)
②これまでアスベスト無とされていた下水道施設「今宿ポンプ場」において、新たに吹付けアスベスト等の使用が判明し、令和 2 年度中に除去が完了した。(除去済み 1 施設増)
③アスベスト除去済みだった「南部工場」が解体された。(除去済み 1 施設減)

(2) 今後の対応

アスベスト等の使用が確認できた施設については、早期に処理工事を行うなど対応していく。
また、吹付けアスベスト等の処置済み施設（封じ込め、囲い込み）については、アスベストの状態を継続的に監視するとともに、増築、改築、改修工事等を行う際に除去等必要な処理を行う。

2 市営住宅について

(1) 使用状況調査結果

平成8年度以前に吹付けロックウールを使用し竣工した13団地、及び昭和51年度から平成11年度までに吹付けひる石を使用し建設した98団地について調査を実施した。

調査期間：平成17年度～令和2年度

(令和3年3月31日現在)

区分	調査対象施設 ^{※1}		アスベスト 無 ①	アスベスト			
				有 ②	継続管理 ^{※3}		
	種別	施設数				囲い込み済	
市営住宅	102団地	吹付けロックウールを使用した施設	13団地 28室	13団地 28室	-	-	-
		吹付けひる石を使用した施設 ^{※2}	98団地 207棟	94団地 199棟	4団地 8棟	4団地 8棟	4団地 8棟

※1：調査対象施設数102団地は、吹付けひる石を使用した98団地と吹付けロックウールを使用した13団地の合計から重複分を差し引いた数値。

※2：吹付けひる石の調査対象施設については、国土交通省の通達に基づき抽出。

なお、吹付けひる石は部屋内の天井に仕上げ材として使用されているが、性状は強固であり、アスベストを含有している場合でも、飛散する可能性は極めて低いと考えられる。

※3：アスベストを含有した吹付けひる石(天井仕上材)が使用された4団地8棟(420戸)の内、居住者から工事の同意を得た住戸及び維持管理の中で工事が完了した住戸の386戸について、囲い込み工事を完了している。残りの住戸に関しては、今後の維持管理の中で囲い込みを行う予定。

(2) 今後の対応

アスベストを含有した吹付けひる石が使用された4団地8棟について、引き続き維持管理を徹底する。

なお、囲い込み工事について居住者から同意が得られなかった住戸については、今後の維持管理の中で囲い込み工事を行う予定である。

民間建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査結果について

建築基準法で規制されている吹付けアスベスト等について、国の通知に基づき民間の大規模建築物を対象とした調査を継続的に実施している。

また、大規模建築物以外については、吹付けアスベスト等を使用している可能性のある建築物として抽出したものの調査を平成 25 年度から実施している。

1 民間建築物使用状況調査結果

(1) 調査内容

調査A 対象建築物；平成元年以前施工の大規模建築物（延べ面積 1,000 m²以上のもの）

調査期間；平成 17 年 8 月 8 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

調査B 対象建築物；平成元年以前施工の延べ面積 1,000 m²未満の鉄骨造 3 階建以上の建築物で、用途が店舗、倉庫・自動車車庫、工場、共同住宅及び複合用途の建築物であるもの

調査期間；平成 26 年 3 月 31 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(2) 調査方法

調査票を送付。所有者等による自主調査、記入の上、返送を依頼。（調査A、Bとも）

(3) 調査結果（令和 3 年 3 月 31 日現在）

区分	調査対象 建築物数	未報告 物件数	報告のあ った建築 物の数 ①+②	アスベスト 無 ①	ア ス ベ ス ト 有* ¹ ②	未処理	処理済み	
							処置済み ※ ²	除去済み
調査A	6,215 (6,215)	273 (275)	5,942 (5,940)	5,600 (5,598)	342 (342)	18 (23)	187 (186)	137 (133)
	前年度比	-2	+2	+2	±0	-5	+1	+4
調査B	4,484 (4,484)	2,781 (2,781)	1,703 (1,703)	1,613 (1,613)	90 (90)	71 (71)	18 (18)	1 (1)
	前年度比	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0

() は令和 2 年 3 月 31 日現在の数値

※¹：アスベスト有とは、所有者等による自主調査で「アスベスト有」と報告があったもの。

調査A、Bともに、新たな「アスベスト有」の報告はなかった。

※²：処置済みとは、アスベスト飛散防止の処置を行ったもの（除去・解体を除く）。

2 今後の対応

吹付けアスベスト等の未処理施設については、増改築時の除去等の義務化の周知と、県・労働局等との連携による関係法令等の遵守、損傷によるばく露の防止の徹底を引き続き図っていく。

なお、吹付けアスベストの除去等を促進するため、平成 20 年度から分析調査や除去等工事に対する助成制度を実施している（令和 2 年度助成実績：分析調査 7 件、除去等 1 件）。

社会福祉施設等及び病院施設における吹付けアスベスト等の 使用状況調査結果について

平成8年度以前に竣工（改修工事を含む）した社会福祉施設等及び病院施設における吹付けアスベスト等の使用状況について、調査を実施した。

1 使用状況調査結果

(1) 社会福祉施設等

(令和3年3月31日現在)

区分	調査対象 施設 ①+②+③	アスベスト 無 ①	アスベスト				使用 不明 ③
			有 ②	未処理	処置 済み ※1	除去 済み	
保健福祉局	177 (188)	152 (163)	6 (6)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	19 (19)
こども未来局	266 (266)	249 (249)	17 (17)	0 (0)	10 (10)	7 (7)	0 (0)
合 計	443 (454)	401 (412)	23 (23)	2 (2)	13 (13)	8 (8)	19 (19)

() は令和2年3月31日現在の数値

※1：封じ込め、囲い込み工事を実施したもの

(2) 病院施設

(令和3年3月31日現在)

区分	調査対象 施設 ①+②	アスベスト 無 ①	アスベスト			
			有 ②	未処理	処置 済み ※1	除去 済み
保健福祉局	83 (83)	60 (61)	23 (22)	1 (1)	12 (12)	10 (9)

() は令和2年3月31日現在の数値

※1：封じ込め、囲い込み工事を実施したもの

2 今後の対応

吹付けアスベスト等の未処理施設はいずれも施設利用者へのばく露のおそれはないが、除去、封じ込め等の実施を指導する。

処置済み施設については、適切な維持管理に努めるよう指導する。

使用が不明の施設については、分析調査を行うよう指導する。

大気中のアスベスト濃度について

福岡市内5地域（各2地点）で一般環境大気中のアスベスト濃度を測定するとともに、アスベスト除去等工事現場の敷地境界で大気中のアスベスト濃度を測定した。

1 一般環境大気

表1 一般環境大気中のアスベスト測定結果

地域分類	測定地点	総繊維数濃度（本/L） （位相差顕微鏡法）	
		地点1	地点2
住宅地域	早良区祖原	0.49	0.39
	南区塩原	0.33	0.41
商業地域	中央区天神	0.69	0.75
準工業地域	博多区吉塚	0.69	0.86
幹線道路沿線地域	博多区千代	0.69	0.65

※総繊維数濃度：アスベスト以外の繊維も含む全ての繊維状粒子濃度の合計で、位相差顕微鏡法で測定。

※WHOの環境保健クライテリア 53（1986）：石綿及びその他の天然鉱物繊維が人の健康に及ぼす影響を総合的に評価したもので、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1～10本/リットル程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い」とされている。

※測定結果は、世界保健機構（WHO）の環境保健クライテリア 53（1986）と比べて低い。

2 アスベスト除去等工事

表2 アスベスト除去等工事の測定結果

工事届出件数 （件）	測定件数 （件）	総繊維数濃度（本/L） （位相差顕微鏡法）			総繊維数濃度が 10本/Lを超過 した件数（件）
		最小値	最大値	幾何平均値	
134	65*	0.056	52	0.68	2

※アスベスト飛散の恐れがある作業内容の工事 65 件について、各工事現場の敷地境界（風上・風下）等各2地点（計130地点）で測定を実施。

表3 上記工事で、総繊維数濃度が10本/Lを超過したものの電子顕微鏡法による確認結果

測定日	位相差顕微鏡法	電子顕微鏡法		アスベスト 繊維数濃度（本/L）
	総繊維数濃度（本/L）	アスベスト繊維の割合（%）		
R2. 9. 17	15	アモサイト	87	12
		クロシドライト	2.6	
		その他の石綿	2.6	
R2. 11. 18	31	クロシドライト	97	31
		その他の石綿	2.3	
	52	クリソタイル	2.5	49
アモサイト	5.0			
		クロシドライト	87	

※その他の石綿：アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト

※【目安】大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設（アスベスト製品製造施設等）の敷地境界基準：アスベスト繊維数濃度で10本/L

※当該工事においては、結果判明後、直ちに原因調査と改善対策を指導し、適切な除去等工事が行われたことを確認している。